

## 普通財産用地賃貸借契約書第19条に基づく調査及び報告に関する規約

大阪府（以下「甲」という。）及び●●●●（以下「乙」という。）は、令和 年 月 日付で甲乙間において締結した「普通財産用地賃貸借契約書」（以下「契約書」という。）第19条に基づく調査及び報告のうち、催し開催に関する事項について、以下のとおり定める（以下、「本規約」という。）。

なお、本規約で使用する語は、本規約で定めるもののほか、契約書で定めるところによる。

### （実地調査）

第1条 甲は、調査の結果、契約書第3条に定める使用目的に合致しない催しであると判断した場合には、乙に対し、催しを是正又は中止するよう指示することができる。

2 乙は前項の指示を受けた場合、ただちに主催者に催しを是正又は中止させなければならない。なお、催しの是正又は中止に伴い乙又は主催者が受けた損害を、甲は賠償しない。

3 調査にあたって、甲が乙に対して現地で立ち会うよう指示した時は、乙は甲の指定する時間以内に現地内の甲の指定する場所に到着し、甲の指示を受けなければならない。

### （指示対応）

第2条 乙は、通常時の連絡担当者と連絡先を、甲に通知しなければならない。

2 甲が、乙に対する指示事項を記載した文書を郵送する場合、当該郵送物が乙に到着した日から起算して2開庁日以内に、乙は甲の指示に従わなければならない。

### （年次事業計画書及び年次事業実績報告書）

第3条 乙は、毎年度の事業計画を、様式第1号に定める年次事業計画書により、前年度の2月末日までに甲に提出すること。

2 前項に基づく提出の後に、事業計画に変更があった場合は、乙は速やかに様式第1号に定める年次事業計画書を甲に提出すること。

3 第1項及び第2項に基づき提出のあった事業計画について、甲が契約書第3条に定める使用目的に合致しない催しであると判断した場合には、甲は乙に対し、催しを是正又は中止するよう指示することができる。

4 乙は、前項の指示を受けた場合には、甲の指示に従わなければならない。なお、催しの是正や中止に伴い乙又は主催者が受けた損害を、甲は賠償しない。

5 乙は、前年度の事業実績を、様式第2号に定める年次事業実績報告書により、毎年度の4月末日までに甲に提出すること。

(月次事業計画書及び月次事業実績報告書)

- 第4条 乙は、毎月の事業計画を、様式第3号に定める月次事業計画書により、前月25日(25日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、これらの翌日)までに甲に提出すること。
- 2 前項に基づく提出以降に、事業計画の変更が生じた場合、乙は一両日中に様式第3号に定める月次事業計画書を甲に提出すること。
- 3 前2項の規定により提出のあった計画について、甲が契約書第3条に定める使用目的に合致しない催しであると判断した場合には、甲は乙に対し、催しを是正又は中止するよう指示することができる。
- 4 乙は、前項の指示を受けた場合には、甲の指示に従わなければならない。なお、催しの是正や中止に伴い乙又は主催者が受けた損害を、甲は賠償しない。
- 5 乙は、毎月の事業実績を、様式第4号に定める月次事業実績報告書により、翌月末日までに甲に提出すること。

(施行日)

第5条 本規約の施行日は、多目的緑地及び多目的広場の使用開始日とする。

本規約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府  
大阪府知事

乙 ●○●市◎丁目●番●号  
●○●●株式会社  
代表取締役社長 ●○ ●●







